

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和2年6月16日 17時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市鰐ノ浦漁港北方沖 鰐浦港沖防波堤灯台から真方位346° 120m付近 (概位 北緯34° 41.9' 東経129° 26.3')
事故の概要	引船第二あやづき丸は、台船第三あやづき丸をえい航して南進中、第三あやづき丸の錨が刺し網に引っ掛かり、刺し網が損傷した。
事故調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二あやづき丸、19.77トン 270-19131長崎、株式会社中原建設（A社） B 台船 第三あやづき丸、総トン数なし（長さ35m） なし、A社
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし 漁網 破損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、作業員3人を乗せたB船をえい航索で繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、鰐ノ浦漁港北方沖を南進中、船長Aが、前方に2個のブイを認め、刺し網が設置されていると思い、西側のブイを左舷側に約30m離す針路として航行した。 A船引船列は、着岸準備の目的で、B船の両舷船尾部の錨の先端を海面下約3.5mまで入れて航行を続けたところ、'B船の左舷船尾部の錨'（以下「本件錨」という。）が刺し網に引っ掛かった。 船長Aは、刺し網が岩場を取り巻くように設置されていることは知らず、刺し網が2個のブイ間を直線状に設置されていると思い、ブイから離れて航行すれば本件錨が刺し網に引っ掛かることはないと思っていた。
分析	A船引船列は、南進中、船長Aが、刺し網の設置状況を知らず、本件錨を海面下に入れた状態で航行を続けたことから、本件錨が刺し網に引っ掛かり、刺し網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が、南進中、船長Aが、刺し網の設置状況を

	<p>知らず、本件錨を海面下に入れた状態で航行を続けたため、本件錨が刺し網に引っ掛かり、刺し網が損傷したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、所属する乗組員に対し、岸壁に接近するまで台船の錨を海面下に入れないように周知した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁網が設置された海域では、台船の錨を下ろした状態でえい航しないこと。・ 船長は、航行海域の漁法及び漁網の設置状況の情報を正確に入手しておくこと。